

各都道府県知事
各指定都市市長

】 殿

総務省自治財政局長

公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について

標記については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知。以下「平成 27 年通知」という。）及び「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号総務大臣通知。以下「平成 31 年通知」という。）により、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用していない事業（以下「法非適用企業」という。）について、各地方公共団体が同法の規定の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することを要請しているところです。

各地方公共団体におかれては、このことを踏まえて、下記の内容に御留意の上、公営企業会計への移行に適切に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び関係一部事務組合等に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局長通知）のうち、1 (2)に係る平成 31 年度の取扱いについては、本通知によるものとします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 適用の推進について

(1) 取組期間

公営企業会計への移行について、平成 27 年通知においては平成 27 年度から平成 31 年度まで（以下「集中取組期間」という。）、平成 31 年通知においては平成 31 年度から平成 35 年度まで（以下「拡大集中取組期間」という。）をそれぞれ取組期間としており、(2)に掲げる対象事業について、地方公共団体は、遅くとも各

期間の最終年度の翌年度の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることが求められる。

このため、集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請している事業について、遺漏なく移行作業を進めていただくとともに、拡大集中取組期間内に公営企業会計に移行することを要請する事業について、移行作業に未着手の場合にあつては、固定資産台帳の整備をはじめとする移行事務の作業量を把握した上で、必要な人員、予算等の確保をはじめとする諸準備に速やかに着手し、計画的に移行作業を進めることが必要である。

(2) 対象事業

① 下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。以下同じ。）、流域下水道、集落排水及び合併浄化槽をいう。以下同じ。）及び簡易水道事業（以下「重点事業」という。）については、特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、集中取組期間及び拡大集中取組期間において、以下のとおり、公営企業会計への移行に重点的に取り組むことが必要である。

- ・ 都道府県及び人口3万人以上の市区町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）については、下水道事業のうち公共下水道及び流域下水道並びに簡易水道事業について、集中取組期間内に移行することが必要であること。集落排水及び合併浄化槽についても、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。
- ・ 人口3万人未満の市区町村については、重点事業について、集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間内に移行することが必要であること。
- ・ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、拡大集中取組期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。

② 重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間内にできる限り移行することが必要であること。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する公営企業を経営する地方公共団体においては、積極的に移行を検討すること。

(3) 公営企業会計への移行作業に当たっての留意事項

① 複数の法非適用企業を有する地方公共団体においては、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務について、民間事業者等への委託を含め、一括して取り組むことが効率的であること。

② 公営企業会計への移行に伴う固定資産台帳の整備に当たっては、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総財務第14号総務大臣通知）に基づく固定資産台帳や、下水道法（昭和33年法律第79

号) 第 23 条第 1 項に規定する公共下水道台帳等の活用が可能であること。

また、簡易水道事業については、水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正後の水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 22 条の 3 第 1 項の規定により、水道施設の台帳の作成が義務付けられることを踏まえ実施することが効率的であること。

- ③ 地方公共団体が、水道事業及び地方公営企業法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合又は二以上の下水道事業を併せて経営する場合には、それら共通目的の事業について総合的な経営状況を把握し、財政マネジメントを行う観点から、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計によって経理を行うことも有効な方策となりうること。

2. 都道府県の取組について

拡大集中取組期間において、人口 3 万人未満の市区町村における公営企業会計への移行を一層推進することとしていることを踏まえ、各都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、関係部局間で十分連携し、役割分担を明確化した上で、以下の取組を積極的に実施されたい。なお、具体的な役割分担は、各都道府県の実情に応じ定められたいが、基本的には、市区町村財政担当部局が取りまとめを担い、公営企業を経営する部局及び各事業法に基づく事務を所管する部局が専門的見地から必要な連携を行うことを想定している。

(1) 連絡会議等（都道府県内の市区町村の取組を支援するためのプラットフォーム）の設置

都道府県内の各市区町村の取組状況の把握、課題の共有、連携強化等を目的として、都道府県及び都道府県内の全ての市区町村が参加する連絡会議等を設置すること。

(2) 研修会の開催等

市区町村の知見の習得を支援するための研修会（地方公共団体金融機構が実施する講師派遣等の支援事業の活用を含む。）を開催するとともに、他の関係機関が開催する研修等を市区町村に対して周知すること。また、専門人材の活用による個別相談会を開催するなど、きめ細かい支援を行うこと。

更に、公営企業経営支援人材ネット事業の有効性を高めるため、各都道府県と関係を有する専門人材を積極的に確保・養成し、市区町村に対して周知及びあっせんを図ること。

(3) 事務や発注等の共同化の推進

事務の効率化により市区町村の負担軽減を図るため、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務やその発注等について、各都道府県が中心となり、複数の市区町村による共同化を推進すること。

3. 支援措置について

総務省においては、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、以下の取組を行うこととしている。

(1) マニュアルの改訂

平成 27 年 1 月に公表した「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」については、全体構成の見直し、各項目の記載内容の充実、質疑応答及び事例集の追加等の改訂を予定しており、移行に当たっては、改訂後の同マニュアルを参考とされたい。

なお、既に公営企業会計を適用している地方公共団体にあっても、同マニュアルを参考として、固定資産台帳の整備・更新や、財務諸表の作成・運用について、適切に対応されたい。

(2) 地方財政措置の拡充

公営企業会計の適用に要する経費については、平成 31 年度から平成 35 年度までの間、引き続き、公営企業債の対象とする措置を講ずるとともに、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業に加え、重点事業以外の事業についても元利償還金に係る地方交付税措置を講ずることとしている。また、2 に掲げる都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

(3) 公営企業経営アドバイザー派遣事業等の充実

公営企業の経営効率化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定及び広域化の検討等について助言を行うため、全額国費による公営企業経営アドバイザー派遣事業を実施しているところであるが、同事業を活用し、人口 3 万人未満の市区町村等を対象とした公営企業会計の適用に係るモデル事業を創設することとしている。

また、外部専門家を招へいし、指導・助言を受けることができる公営企業経営支援人材ネット事業について、派遣人材の充実強化を図ることとしている。なお、同事業を公営企業会計の適用に活用する場合、所要の経費について、(2) に掲げる公営企業債の充当が可能であるが、充当しない場合にあっては、特別交付税措置を講ずることとしている。

(4) 研修等による情報提供等について

総務省においては、公営企業会計の適用を推進する観点から、引き続き、関係機関と連携し、地方公共団体に対し、公営企業会計の適用に関する研修を行うなど、継続的に情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行うこととしている。

4. その他

(1) 地方公営企業法の全部適用

公営企業会計の適用に当たっては、経営の機動性・自由度の向上等を図るとともに、広域化等の経営統合による経営基盤の強化を推進する観点から、地方公営

企業法の規定の全部を適用することについても併せて検討することが望ましい。

(2) 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業で発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずることとしている。

(3) 公営企業会計適用の取組状況等の調査・公表

総務省では、引き続き、毎年度、公営企業会計適用の取組状況等について調査を行い、その結果を公表する予定である。

(4) 公営企業制度のあり方の検討

総務省においては、公営企業を取り巻く経営環境の変化や、中・長期的な課題等への対応を適切に行うため、各地方公共団体における公営企業会計適用の進捗状況を踏まえ、地方公営企業法における財務規定等の適用範囲の拡大や、抜本的な改革の更なる推進方策、経営戦略に基づく財政マネジメントの強化方策等、地方公営企業法の改正を含めた今後の公営企業制度のあり方について、検討を行うこととしている。